

《 みんなで支え合う 》

国民健康保険

中津市健康福祉部 保険年金課 令和8年7月発行

今年度の国民健康保険の変更点等についてお知らせします。

国民健康保険は相互扶助の制度です。保険税の納期内納付にご協力ください。

また、納付には便利な口座振替をご利用ください。



ほっぴい

大分県国民健康保険団体連合会マスコット

【お問合せ先】 保険年金課 国民健康保険係 Tel.0979-62-9067 (直通)

国民健康保険税率及び税額の改正について

令和8年度から国民健康保険税率及び税額が改正されます。各世帯の税額の詳細については7月発送の納税通知書をご確認ください。今回の改正は、令和11年度に実施される大分県内の保険税統一に向けて、現行税率から県の示す標準税率に段階的に近づけていくためのものです。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

令和8年度の税率及び税額は次のとおりです。

区 分	基礎賦課(医療)分 (全ての国保被保険者)		後期高齢者支援金分 (全ての国保被保険者)		介護納付金分 (40～64歳の国保被保険者)		子ども・子育て 支援金分
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	新設
所得割率 (被保険者の所得に対して) 前年比	8.72%	7.27% -1.45%	2.53%	2.62% +0.09%	2.64%	2.54% -0.10%	0.33%
均等割額 (被保険者1人あたり) 前年比	22,700円	24,600円 +1,900円	7,400円	8,900円 +1,500円	9,200円	9,900円 +700円	1,100円
平等割額 (1世帯あたり) 前年比	17,700円	15,600円 -2,100円	5,000円	5,700円 +700円	4,700円	5,000円 +300円	600円

基礎賦課(医療)分……………国保の医療費に充てる財源

後期高齢者支援金分……………75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度を支援する財源

介護納付金分……………40歳から64歳までの被保険者に賦課される介護保険へ納付する財源

子ども・子育て支援金分(新設) ……全世代で子育て世帯を支えるための支援金

※高校生年代(18歳到達後最初の3月31日)までの均等割は全額減免

国民健康保険税賦課限度額と軽減判定基準額の変更について

●所得の高い世帯の国民健康保険税 賦課限度額について

一人あたりの国民健康保険医療費の増加と国民健康保険税負担の公平性の確保の観点から、地方税法施行令が改正され、令和8年度分より所得の高い世帯に対する国民健康保険税の賦課限度額が見直されました。

基礎賦課（医療）分	66万円	→	67万円(+1万円)
後期高齢者支援金分	26万円	→	26万円(変更なし)
介護納付金分	17万円	→	17万円(変更なし)
子ども・子育て支援金分			3万円(新設)
合 計	109万円	→	113万円(+4万円)

●所得の低い世帯の軽減判定基準額の拡大について

軽減判定基準額の計算式が以下のとおりに見直されました。

所得に応じた軽減措置は、「同じ世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額」が下記の基準額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減判定基準額が拡大されることで、軽減を受けられる世帯の増加が見込まれます。

7割軽減基準額	所得43万円+10万円×(給与・年金収入者人数-1)
5割軽減基準額	所得43万円+10万円×(給与・年金収入者人数-1)+ 所得31万円 ×被保険者人数 (変更前:30万5千円)
2割軽減基準額	所得43万円+10万円×(給与・年金収入者人数-1)+ 所得57万円 ×被保険者人数 (変更前:56万円)

「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」などの更新について

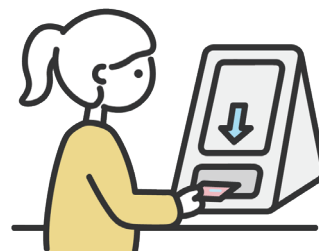
マイナ保険証（※）を利用している方には「資格情報のお知らせ」を交付し、マイナ保険証を利用していない方には「資格確認書」を交付しています。

大分県では毎年8月に資格の更新を行っており、更新時の取り扱いは以下のとおりです。

●「資格情報のお知らせ」について

すでに配布済みの方への発送はありません。紛失などで手元にない方で再発行が必要な方は、窓口もしくはオンラインにて申請してください。

なお、令和8年8月1日時点で70歳以上の方には、負担割合を記載した「資格情報のお知らせ」を7月中に普通郵便で発送します。



マイナ保険証の利用登録をしていなくても
医療機関・薬局にお持ちいただくと
その場で登録・利用できます

●「資格確認書」について

マイナ保険証をお持ちでない方を対象に、令和8年8月1日から使用できる「資格確認書」を7月中に簡易書留で発送します。

※ マイナ保険証・・・健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードのこと

「限度額適用（・標準負担額減額）認定証」及び「特定疾病療養受療証」の更新手続きについて

入院や高額な診療を受ける際、窓口での支払いを自己負担限度額までに抑える「限度額適用（・標準負担額減額）認定証」と「特定疾病療養受療証」の区分が8月から令和7年中所得での判定となります。

どちらの証もマイナ保険証を利用している方については自動更新され、医療機関を受診の際に情報の提供に同意した場合は、紙の証を提示する必要がありません。マイナ保険証を利用しておらず資格確認書で受診されている方など、紙の証の提示が必要な方については下記のとおり申請を受け付けます。

	手続き・郵送の有無	医療機関での受診方法
マイナ保険証をお使いの方	申請不要・郵送なし 市役所への申請も、新しい証の受け取りも不要です。 ※ ただし、新規の特定疾病療養受療証は申請が必要です。	窓口のカードリーダーで「限度額情報の提供」に同意してください。
資格確認書をお使いの方など	【限度額適用（・標準負担額減額）認定証】 必要な方は7月21日以降に窓口で申請ください。 【特定疾病療養受療証（有効期限あり）】 7月中旬頃、普通郵便で発送します。 【特定疾病療養受療証（有効期限なし）】 現在お持ちの証を引き続きご利用ください。	窓口で「資格確認書」とあわせて提示してください。

※ 別世帯の方の申請は、原則委任状が必要です。

令和8年8月より高額療養費の自己負担限度額が変わります

医療費の家計負担を軽減する「高額療養費制度」について、国全体の医療制度を維持するため、令和8年8月1日診療分から自己負担限度額が引き上げられることになりました。

変更点は下表の赤字部分です。

【70歳未満の被保険者の場合】

所得区分		R8.7まで		R8.8以降		年間上限 8月～翌年7月
		3回目まで	4回目以降	3回目まで	4回目以降	
ア	所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	270,300円+(医療費-901,000円)×1%	140,100円	168万円
イ	所得600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	179,100円+(医療費-597,000円)×1%	93,000円	111万円
ウ	所得210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	85,800円+(医療費-286,000円)×1%	44,400円	53万円
エ	所得210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円	61,500円	44,400円	53万円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	36,900円	24,600円	29万円

【70歳以上75歳未満の被保険者の場合】

所得区分	R8.7まで			R8.8以降			
	外来 (個人単位)	外来＋入院(世帯単位)		外来 (個人単位)	外来＋入院(世帯単位)		年間上限 8月～翌年7月
		3回目まで	4回目以降		3回目まで	4回目以降	
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	上記【70歳未満の被保険者の場合】の表中「ア」の所得区分と同じ						
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	上記【70歳未満の被保険者の場合】の表中「イ」の所得区分と同じ						
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	上記【70歳未満の被保険者の場合】の表中「ウ」の所得区分と同じ						
一般 (課税所得145万円未満等)	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円	44,400円	22,000円 (年間上限21.6万円)	61,500円	44,400円	53万円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	－	11,000円 (年間上限9.6万円)	25,700円	24,600円	29万円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	－	8,000円	15,700円	－	18万円

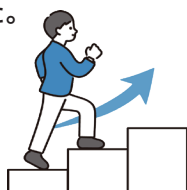
国民健康保険に加入されている方の特定健診・特定保健指導について

特定健診

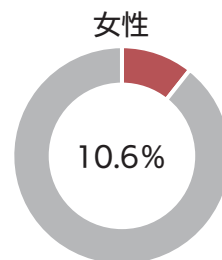
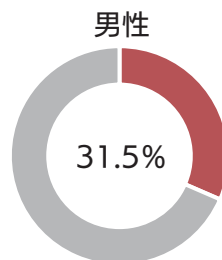
生活習慣病を予防するためにメタボリックシンドロームに着目して行う健康診断です。ウエスト周囲径が男性85cm・女性90cm以上で、かつ血圧・血糖・脂質の3つのうち2つ以上が基準値から外れると、「メタボリックシンドローム」と診断されます。

特定保健指導

特定健診の結果を踏まえて、運動習慣や食生活を見直すサポートを行います。令和6年度に特定保健指導を利用した方は95名でした。



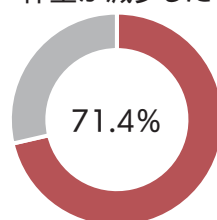
□令和6年度メタボリックシンドロームに該当した方
(40～74歳)



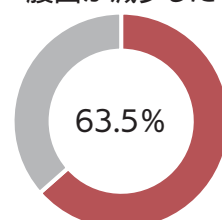
出典：中津市特定健診受診者結果

□令和6年度に特定保健指導を利用した方

体重が減少した



腹囲が減少した



出典：中津市特定保健指導利用者結果

ご予約は以下の方法からお願いいたします。※健診機関や医療機関は直接ご予約ください

中津市健診予約センター

予約専用電話番号 ※開設は令和8年10月末まで

☎0120-229-855 (8:30～20:00土日祝含む)

▼特定健診予約フォーム



▼健診日程表



【特定健診・特定保健指導に関するお問合せ】 中津市地域医療対策課 0979-62-9211 (平日8:30～17:15)

あるとっく —OITA— をお使いの方は特に必見!

健康チャレンジに参加しませんか?

実施：令和8年10月1日～令和8年12月31日

(申込：令和8年8月1日～令和8年9月30日)

※申込についてはあるとっくアプリ内でご案内があります

対象：市町村国保被保険者（県内在住者）

実施内容

- ①めざす体重（目標）を入力する
- ②自分の体重を入力する
- ③目標を達成する

①～③を満たした方には
500円相当の電子マネーやあるとっくポイントをプレゼント!

あるとっく —OITA—

そもそも **あるとっく** —OITA— って何?と思った方へ

アプリの使い方などをご案内
しています。
ぜひご覧ください!

▼大分県HP



中津市では現在約2,000人が利用中!
これを機にダウンロードしませんか?

【キャンペーンのお問合せ】 大分県福祉保健部 県民健康増進課 097-506-2770 (平日8:30～17:15)